

白井市体育協会補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

白井市体育協会補助金

2 補助金交付の目的

スポーツの振興及び普及発展を図るため

3 用語の定義

白井市体育協会とは、市内の各運動種目を代表する競技団体及びにスポーツ団体で構成され、これら団体を統括し、代表する団体をいう。

4 補助対象

- ①協会運営事業
- ②スポーツの普及振興事業
- ③加盟団体育成及び活動支援事業
- ④選手強化及び派遣事業

5 補助対象経費

別表に定める経費

〔補助対象外経費〕

別表に定める経費

6 補助額（率）

補助金の額は、3,630,000円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成30年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①協会運営事業	①体育協会組織運営に要する経費。 ＊事務費・会議費・負担金・備品費。 但し、諸手当・慶弔費を除く。 ＊指導者の育成活用及び役員研修費。	①総務費
②スポーツの普及振興事業	②スポーツの普及振興に要する経費。 ＊総合体育大会(開会式・市民スポーツ大会) ＊各種競技大会・教室・講習会。 但し、保険・賞品代など受益者負担とする。 ＊広報活動費	②事業費
③加盟団体育成及び活動支援事業	③加盟団体の育成及び活動支援に要する経費。 ＊事務費・会議費・負担金。 ＊各種競技大会及び選手育成事業。 但し、団体内の交流試合・親睦大会を除く。 ＊対外試合(県大会以上)・招聘大会。	③助成費
④選手強化及び派遣事業	④市代表選手及び役員の負担軽減を図るため強化及び派遣に要する経費。 ＊印旛郡市民体育大会。 ＊印旛郡市駅伝競走大会。	④派遣費